

8月は長寿医療（後期高齢者医療）保険と 国民健康保険の自己負担割合の定期判定の月です

長寿医療（後期高齢者医療）保険加入者と70歳以上の国民健康保険加入者の医療機関での窓口負担、1割または3割の自己負担割合の見直しは、毎年8月1日です。

【負担割合の判定基準】

（70歳以上の国民健康保険加入者の場合は、長寿医療保険加入者を読み替えてください）

○一般（1割負担）

同一世帯内の長寿医療保険加入者の住民税課税所得が、それぞれ145万円未満の場合

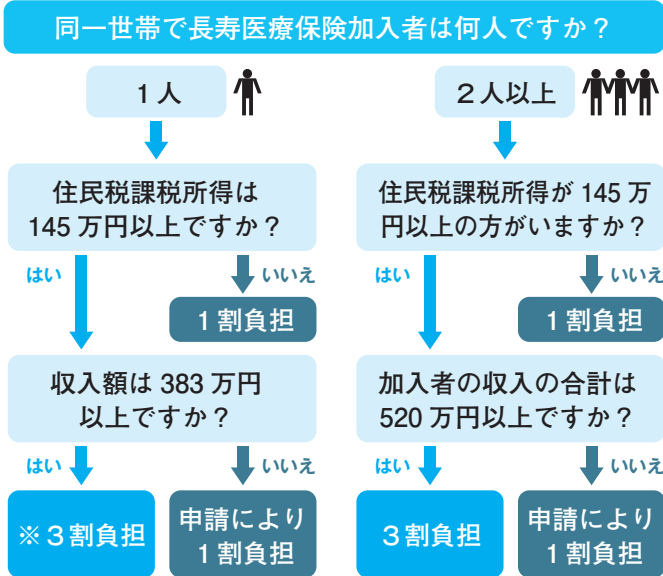
○現役並み所得者（3割負担）

同一世帯内の長寿医療保険加入者に住民税課税所得が、145万円以上ある方がいる場合

*ただし、同一世帯内の長寿医療保険加入者の収入合計が次の金額の場合は、申請により1割となります。（基準収入額適用申請書を郵送します）

- 世帯の長寿医療保険加入者が、1人の場合・・・収入383万円未満
- 世帯の長寿医療保険加入者が、2人以上の場合・・・収入520万円未満

自己負担割合判定表



【経過措置】

上の判定表の※3割負担の方で、下記の要件を満たす場合は、1か月あたりの自己負担限度額が1割負担の方と同額になります。

長寿医療保険の場合

同じ世帯に70～74歳の国民健康保険または社会保険の加入者がいて、その方と※3割負担の方の収入合計が年収520万円未満

区 分	H20年4月～H20年7月	H20年8月～H22年7月 (経過措置)	H22年8月以降
自己負担割合	1割	3割	3割
自己負担限度額	44,400円	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
外来限度額	12,000円	12,000円	44,400円



国民健康保険の場合

同じ世帯に国民健康保険から長寿医療保険に加入された方がいて、かつ、その方と※3割負担の方の収入の合計が年収520万円未満

区 分	H20年4月～H20年7月	H20年8月～H21年3月	H21年4月～H22年7月	H22年8月以降
		(経過措置)		
自己負担割合	1割	3割	3割	3割
自己負担限度額	44,400円	44,400円	62,100円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
外来限度額	12,000円	12,000円	24,600円	44,400円

■問い合わせ

市民生活課 保険年金係
☎75-2159

- 長寿医療保険証の有効期限は、平成21年7月31日までとなっていますが、自己負担割合が変更になる方へは8月1日から有効の保険証を郵送します。
- 70歳以上の方の国民健康保険証の有効期限は、平成20年7月31日までとなっていますので、7月末までには8月1日から有効の保険証を郵送します。